

第10号議案

府中市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する
基準を定める条例の一部を改正する条例

上記の議案を提出する。

令和 6 年 2 月 2 1 日

提出者 府中市長 高 野 律 雄

(説明)

特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業並びに特定子ども・子育て支援施設等の運営に関する基準（平成26年内閣府令第39号）の一部改正に伴い、所要の改正を行うものであります。

府中市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する 基準を定める条例の一部を改正する条例

府中市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例（平成26年9月府中市条例第15号）の一部を次のように改正する。

第22条の見出しを「(掲示等)」に改め、同条中「掲示しなければならない」を「掲示するとともに、電気通信回線に接続して行う自動公衆送信（公衆によって直接受信されることを目的として公衆からの求めに応じ自動的に送信を行うことをいい、放送又は有線放送に該当するものを除く。）により公衆の閲覧に供しなければならない」に改める。

付 則

この条例は、令和6年4月1日から施行する。

参 考

府中市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例新旧対照（抜粋）

（_____は、改正部分）

新	旧
<p><u>（掲示等）</u></p> <p>第22条 特定教育・保育施設は、当該特定教育・保育施設の見やすい場所に、第19条に規定する運営規程の概要、職員の勤務の体制、利用者負担その他の利用申込者の特定教育・保育施設の利用に資すると認められる重要事項を掲示するとともに、<u>電気通信回線に接続して行う自動公衆送信（公衆によって直接受信されることを目的として公衆からの求めに応じ自動的に送信を行うことをいい、放送又は有線放送に該当するものを除く。）により公衆の閲覧に供しなければならない。</u></p> <p><u>付 則</u></p> <p><u>この条例は、令和6年4月1日から施行する。</u></p>	<p><u>（掲示）</u></p> <p>第22条 特定教育・保育施設は、当該特定教育・保育施設の見やすい場所に、第19条に規定する運営規程の概要、職員の勤務の体制、利用者負担その他の利用申込者の特定教育・保育施設の利用に資すると認められる重要事項を<u>掲示しなければならない。</u></p>